

1 計画の位置づけ・役割

(1) 計画策定の背景と目的

多摩川は、本市の景観構造の骨格的な要素であり、その水辺と沿川に連なる崖線の緑、および崖線の緑と一体的に眺められる街なみは、本市の特徴的な景観をつくり出しています。そのため、「青梅市景観まちづくり基本方針（平成16年策定）」では、多摩川沿い地区を「景観形成重点検討地区」として位置づけており、景観まちづくりの要所として積極的な景観の保全・形成を進めることとしています。また、「青梅市の美しい風景を育む条例」においては、「多摩川と一体に景観の形成を図る区域について、『景観形成地区（※1）』として指定することができる。」と定めています。

これを受け市では、平成23年度より多摩川沿い地区の景観特性や景観的課題の検討を行い、平成25年8月に多摩川沿い地区の景観の保全・形成の方向性を定めた「青梅市多摩川沿い地区景観形成基本計画」を策定しました。

さらに平成25年度より、この基本計画を踏まえた上で、多摩川沿い地区の景観形成地区への指定に向けた検討を進め、座談会やパブリックコメント等による市民意見を踏まえ、同地区を対象とした「多摩川沿い景観形成地区景観形成計画および景観形成基準」を取りまとめました。

(2) 計画の位置づけ

「多摩川沿い景観形成地区景観形成計画および景観形成基準」は、「青梅市多摩川沿い地区景観形成基本計画」を踏まえたより具体的な計画です。

この計画では、多摩川沿い景観形成地区における景観形成の主要施策や公共施設の整備・更新に関する景観配慮事項、また、崖線緑地等の景観保全と良好な街なみ景観を形成していくために、建築物の建築や広告物の設置、樹木の伐採等を適切に誘導していくための基準を定めています。

※1：青梅市の中で、特に重点的な景観形成が必要な地区を市長が指定するもので、景観形成地区に指定されると「景観形成計画」および市条例にもとづく「景観形成基準」が定められます。なお本市では、平成19年7月に青梅駅周辺地区を景観形成地区に指定しています。

2 多摩川沿い景観形成地区の範囲

(1) 景観形成地区とは

「景観形成地区」は、優れた景観づくりを計画的に進めていく地区として「青梅市の美しい風景を育む条例」にもとづいて定めるものです。指定を受けた地区は、積極的に景観整備・修景を進めていくための景観形成計画を策定します。また地区内で建築物等の新築・増築・改築や意匠の変更などの行為を行う場合は、この条例による届出が必要になります。そして、届出の行為は景観形成基準に適合することが必要になります。

(2) 多摩川沿い景観形成地区の区域

「多摩川沿い景観形成地区」の範囲は、以下の考え方にもとづいて設定しています。

●多摩川が形づくる自然豊かな崖線の緑を守り育てる

多摩川の流れは、多摩川の崖線緑地に縁取られた緑豊かな景観を形成しており、これが青梅市域を西から東に貫く連続した緑の帯となることで、青梅市の水と緑のシンボル軸を形成しています。

これらの多摩川の流れを縁取る崖線の緑は、生物多様性保全、水源涵養等の機能も有しており、これらの緑を積極的に守り育てていくことで、多摩川沿い地区の良好な景観形成の基盤をしっかりと整える必要があります。

そこで、上流から下流まで連続する崖線緑地を含む範囲を「多摩川沿い景観形成地区」として指定します。

●多摩川と一体となった川沿いの良好な市街地景観を整える

多摩川沿い地区では、多摩川に架かる橋梁上等から多摩川と崖線緑地、その背後の街なみと遠方の山並みが一体として眺められます。そのため、多摩川沿い地区の景観を考える上では、多摩川や崖線緑地と沿川の建物との関係性、さらに沿川の建物と背景となる遠方の山並みとの関係性を十分考慮することが求められます。

特に釜の淵公園周辺や、御嶽駅を中心とする御岳渓谷地区は、多摩川の豊かな自然を体感することができ、市内外の多くの人々が訪れる、本市の“顔”となる場所です。

そこで、釜の淵公園周辺、および御岳渓谷のエリア等については、多摩川沿いの市街地も含め、「多摩川沿い景観形成地区」として指定します。



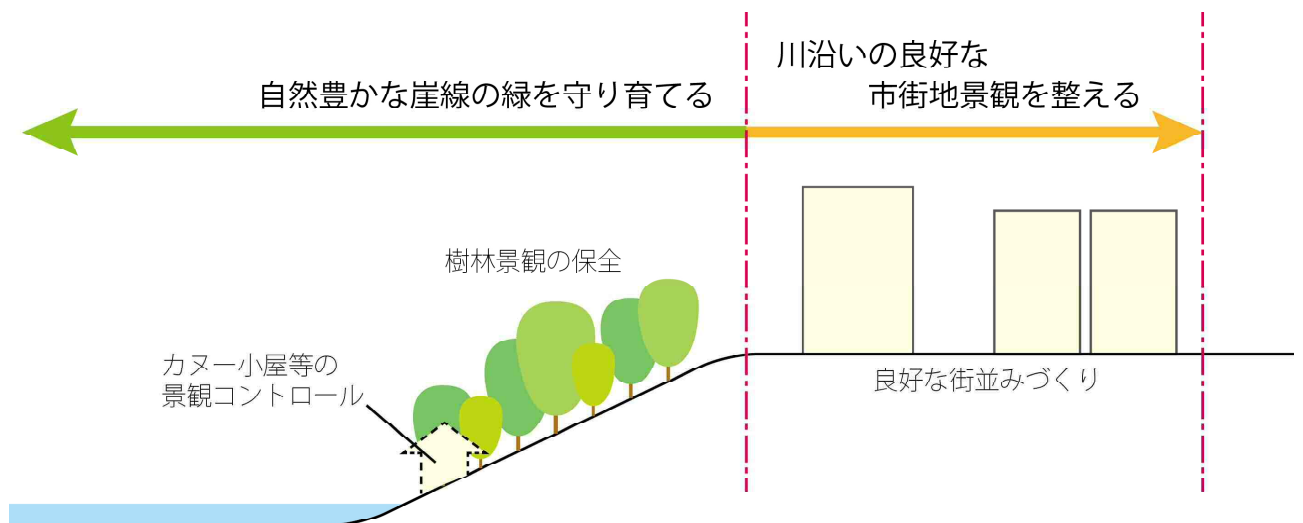
【釜の淵公園周辺エリア】

釜の淵公園に隣接したエリアで、青梅駅周辺地区から柳淵橋や鮎美橋への徒歩でのアプローチを考慮してエリアを設定。



【御岳溪谷エリア】

観光客が多く訪れる、左岸側の沢井駅から御嶽駅の範囲、および右岸側の御岳橋周辺で、青梅街道、吉野街道沿いの町並みを含むエリアを設定。



■ 多摩川沿い景観形成地区

